

## 近年制定された中で、名寄市自治基本条例に盛り込まれていない主な条項の例

### (事業者の権利及び責務) 16市町村

第14条 事業者は、前2条に規定する権利及び責務を有とも自らも地域の一員として、社会調和を図り協働まちづく推進に寄与するよう努めます。[小樽市自治基本条例]

- 名寄市→本条例においては、「市民」に団体（事業者）も含めて定義していることから、第11条及び第12条の「市民の権利及び役割」及び「市民の責務」で規定している。

### (出資団体等) 5市

第26条 市は、市が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資団体等」といいます。）に関する出資、補助及び職員派遣の状況を公表しなければなりません。

2 市は、出資団体等及び指定管理者が行う市に関連する業務について、業務の目的が達成されているか検証するとともに、必要な指導及び助言を行います。[恵庭市まちづくり基本条例]

- 名寄市→本市においては、派遣団体や派遣職員の処遇等について、「公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例」により規定している。

### (就任時の宣誓) 4市町

第27条 市長は、就任に当たって、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例を尊重して公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。[三田市まちづくり基本条例]

- 名寄市→第15条（市長の役割及び責務）で「公正かつ誠実な市政運営」を定めている。

### (取組みの公表) 3市町

第30条 行政は、この条例の趣旨に基づいて行われたまちづくりの推進のための取組みの実施状況について調査し、定期的に公表するものとする。[七尾市まちづくり基本条例]

- 名寄市→取組の公表は第35条（条例の検討及び見直し）で5年以内ごとの検討時にお知らせするほか、主な取組について広報およびホームページ等にて市民周知を図っている。